

写

21生産第3652号
平成21年9月1日各地方農政局生産経営流通部長 殿
内閣府沖縄総合事務局 農林水産部長 殿
北海道 農政部長 殿

(農林水産省)*生産局農業生産支援課長

鳥獣による農作物等の被害の防止に係る電気さく施設における安全確保について

今般、鳥獣被害防止のために設置された電気さくによる感電死亡事故が発生しました。鳥獣被害防止のために電気さくを設置するときは、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第74条において、感電又は火災のおそれのないように施設することとされており、農業者自らが施設する場合を含め、感電防止のための適切な措置を講じることが必要です。

今回の事故では、施設に当たって適切な措置が講じられていなかったことが原因と考えられることから、つきましては、〔貴管下都府県に対して、〕鳥獣被害防止のための電気さくの設置に関し、下記事項を遵守すれば感電が防止できることについて、改めて周知を徹底するよう依頼願います（北海道あて：お願いします）。併せて、既設の電気さくについても、感電防止のための適切な措置が講じられているか否かの点検及び改善指導を依頼願います（北海道あて：お願いします）。

なお、本件については、農林水産省としても、ホームページを通じて注意喚起するとともに、日本電気さく協議会及び社団法人農業電化協会に対しても、下記事項を関係者に周知するよう依頼しております。また、本件に関しては、経済産業省から、下記事項の周知について依頼があったことを申し添えます。

記

1. 電気さくの電気を30ボルト以上の電源（コンセント用の交流100ボルト等）から供給するときは、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）の適用を受ける電源装置（電気用品安全法の技術基準を満たす、電気さく用電源装置）を使用すること。
2. 上記1. の場合において、公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に施設する場合は、危険防止のために、15ミリアンペア以上の漏電が起こったときに0.1秒以内に電気を遮断する漏電遮断器を施設すること。
3. 電気さくを施設する場合は、周囲の人が容易に視認できる位置や間隔、見やすい文字で危険表示を行うこと。

施行注意：1 *は、農政局あては除く
2 [] は、北海道あてを除く